

特別職の職員 of 給与改定に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十年十月二十日

野末陳平

参議院議長 河野謙三殿

特別職の職員の給与改定に関する質問主意書

一、今回の公務員給与の改定にあたり、特別職の職員給与のうち内閣総理大臣および国务大臣等の給与が据え置かれているが、この措置はどのような政治的判断によつてとられたものであるのか明らかにされたい。

二、このような据え置き措置は過去にも例があり、その翌年には前年の据え置き分も含めて大幅な引き上げ改定がなされている。それ故、このような据え置き措置は小手先の細工であり、なんら政策的、財政的に寄与するものとは思われないが、この点、政府はどう考えるのか。

三、現在、問題となっている歳入欠陥およびこれに対処すべき赤字国債発行の問題はあげて政府の財政政策の失敗によるもので、政府はこれに対し、実のある責任の態度を具体的に明らかに

すべきである。そのひとつとして、この際、給与の据え置きにとどまらず、総理をはじめ各国务大臣は期末手当を当分の間、辞退返上する措置を講ずべきであると思うがどうか。

政府の誠意ある答弁を願う。

右質問する。